平成２５年（フ）第４９号
長野県飯田市松尾常盤台107番地４　市営住宅Ｉ―105号
債務者　下岡　　武
1　決定年月日時　平成25年10月31日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月６日まで
長野地方裁判所飯田支部

平成２５年（フ）第５０号
長野県飯田市松尾常盤台107番地４　市営住宅Ｉ―105号
債務者　下岡　富子
1　決定年月日時　平成25年10月31日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月６日まで
長野地方裁判所飯田支部

平成２５年（フ）第３２８号
岐阜市正木202番地２　正木コーポ405号室
債務者　花蓮こと　坂田　明世
1　決定年月日時　平成25年10月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月６日まで
岐阜地方裁判所

平成２５年（フ）第３３４号
岐阜市福光西１丁目８番16―105号　ウエストゴトウ、前住所岐阜県関市北福野町１丁目１番24号
債務者　椿井　由也
1　決定年月日時　平成25年10月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月６日まで
岐阜地方裁判所

平成２５年（フ）第３３５号
岐阜市福光西１丁目８番16―103号　ウエストゴトウ、前住所岐阜県関市北福野町１丁目１番24号
債務者　井上　研一
1　決定年月日時　平成25年10月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月６日まで
岐阜地方裁判所

平成２５年（フ）第３３６号
岐阜市福光西１丁目８番16―103号　ウエストゴトウ、前住所岐阜県関市北福野町１丁目１番24号
債務者　井上真由美
1　決定年月日時　平成25年10月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月６日まで
岐阜地方裁判所

平成２５年（フ）第３５３号
岐阜県関市西仙房２番28―203号
債務者　河合　清江
1　決定年月日時　平成25年10月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月６日まで
岐阜地方裁判所

平成２５年（フ）第３５８号
岐阜県各務原市松が丘２丁目73番地
債務者　大保　真樹
1　決定年月日時　平成25年10月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月６日まで
岐阜地方裁判所

平成２５年（フ）第２９５号
大津市比叡辻２丁目11番２―404号
債務者　山本さやか
1　決定年月日時　平成25年10月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月６日まで
大津地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第２４９号
兵庫県伊丹市松ケ丘４丁目36番地
債務者　勝男　伸一
1　決定年月日時　平成25年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月６日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２５年（フ）第２５０号
兵庫県伊丹市松ケ丘４丁目36番地
債務者　勝男　珠枝
1　決定年月日時　平成25年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月６日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２５年（フ）第２５５号
兵庫県川西市大和東１丁目60番地の４
債務者　植田　美和
1　決定年月日時　平成25年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月６日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２５年（フ）第９０９号
広島県安芸郡海田町蟹原１丁目６番22号
債務者　山本　健一
1　決定年月日時　平成25年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月６日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第９１０号
広島県安芸郡海田町蟹原１丁目６番22号
債務者　山本亜沙子
1　決定年月日時　平成25年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月６日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第９２号
広島県三原市南方１丁目７番７号
債務者　奥原日出秋
1　決定年月日時　平成25年10月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月６日まで
広島地方裁判所尾道支部破産係

平成２５年（フ）第９４号
広島県尾道市美ノ郷町三成1807番地１
債務者　イーディこと　太田　　隆
1　決定年月日時　平成25年10月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月６日まで
広島地方裁判所尾道支部破産係

平成２５年（フ）第９５号
広島県尾道市美ノ郷町三成1807番地１
債務者　太田　佳恵
1　決定年月日時　平成25年10月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月６日まで
広島地方裁判所尾道支部破産係